平成２２年（フ）第１０７号
福岡県柳川市吉原245番地１
債務者　真辺　衣里
１　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
福岡県みやま市瀬高町河内1233番地
債務者　河野　弘喜
１　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１６４９号
仙台市宮城野区幸町３丁目８番10―303号
債務者　佐藤十四夫
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０６号
仙台市太白区砂押南町１番27号　菅野アパート202
債務者　渡辺きみ子
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
福井県敦賀市堂51号１番地の１　長沢
債務者　金田　勝子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第５０１号
山梨県中央市中楯1456番地
債務者　荒川　介惠
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
山梨県甲府市大里町2011番地石原住宅５号
債務者　澤登　亜美
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
山梨県西八代郡市川三郷町大塚1064番地５県営三珠団地４号館203号
債務者　清水　剛史
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
山梨県南アルプス市小笠原687番地２　サンシティー恵２―Ｂ
債務者　高橋　尚子
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
山梨県中央市東花輪200番地　市営山王団地17Ｂ―２
債務者　松井　尚久
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
山梨県韮崎市下祖母石2086番地１　市営祖母石住宅Ｄ棟４号
債務者　生山　次男
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
岐阜県関市下有知4646番地１　松風園
債務者　武藤　新平
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６７１号
岐阜市若松町40番地９　松尾アパート２号室
債務者　間宮夕起子（旧姓武藤）
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
静岡県下田市河内741番地の１　原田ハイツⅡ　101
債務者　佐々木純子（旧姓井村）
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第５２号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2800番地の６
債務者　小椋　房枝
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第５３号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2800番地の６
債務者　小椋　　稔
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第５９号
静岡県賀茂郡南伊豆町一色239番地
債務者　土屋　睦子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所下田支部